

平成28年6月6日制定

サービス付き高齢者向け住宅整備事業の市区町村への意見聴取 に係る市の考え方について

サービス付き高齢者向け住宅整備事業（スマートウェルネス住宅等推進事業補助金要綱（平成28年1月20日付国住心第195号）第4一号に規定する事業。以下、「補助事業」という。）において、国の補助を受けようとするサービス付き高齢者向け住宅及び併設施設であって、平成28年4月1日以降に交付申請を行うものについて、市の意見を述べる際の考え方については、下記のとおりとする。

記

1 意見を述べる際の観点

東京都が事業者から申請を受け、市に意見の照会を受けた場合、介護福祉課他関係部局と調整の上、以下の観点から意見を述べるものとする。

- (1) 地域における高齢者住宅の必要量の確保
- (2) 公共交通機関へのアクセス等の立地
- (3) 医療・介護サービスとの連携
- (4) その他まちづくりとの整合

2 意見を述べる際の考え方

上記意見を述べる際は、小金井市における東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱第5第1項第1号アに規定する基準（平成27年5月22日策定）及び小金井市まちづくり条例（平成18年3月28日条例第2号）等に照らし、意見を述べるものとする。

3 市相談窓口

当該意見聴取に係る庶務及び相談窓口は、都市整備部まちづくり推進課住宅係において行うものとする。